

令和3年4月9日
総合政策局（公共交通・物流政策審議官部門）
モビリティサービス推進課

「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン」を改訂しました！ ～デジタル社会の変化に対応した MaaS を後押し～

令和2年3月に「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン Ver.1.0」を策定しました。MaaS において連携するサービスが多様化していくことに伴い、連携されるデータの種類や提供方法等も日々進化しています。

MaaS は、変化の早いデジタル分野のサービスであるため、定期的なガイドラインの改訂が必要であるという認識の下、「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン Ver.2.0」として内容を改訂しました！

令和2年3月に、MaaS に関連するプレイヤーがデータ連携を円滑に行うために留意すべき事項を整理した「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン Ver.1.0」を策定しました。

その後、弊省において、新しいモビリティサービスに係る以下のような検討会を開催するなどした結果、現行のガイドラインに新たに掲載した方がよいと考えられるデータ等についての議論が深まりました。

- ・公共交通機関のリアルタイム混雑情報提供システムの導入・普及に向けたあり方検討会
- ・ユニバーサル社会における MaaS の活用方策についての研究会

これらの検討会における議論や、MaaS と親和性の高い分野においてニーズが高いと考えられるデータ項目等の具体化、データ連携の方向性についての議論を目的として、3月23日に「令和2年度 MaaS 関連データ検討会」を開催しました。

有識者等から専門的な知見を頂き、利用者及び事業者の双方にとって有益な情報を盛り込んだ「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン Ver.2.0」を策定しました。

これにより、全国各地で MaaS に取組む事業者が、様々な分野におけるタイムリーに認識すべき事項について、共通認識を持つことができ、円滑なデータ連携が促進されることが期待されます。

※「MaaS 関連データ検討会」はこちら↓

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000117.html

〈お問い合わせ先〉

総合政策局（公共交通・物流政策部門）モビリティサービス推進課 石川、福井、本間

TEL: (03)5253-8111（内線 54914、54904）・(03)5253-8980（直通）

FAX: (03)5253-1513